

## 公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により平成 30 年 6 月に実施した平成 29 年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成 30 年 8 月 21 日

山形県監査委員	伊	藤	重	成
山形県監査委員	鈴	木		孝
山形県監査委員	武	田	一	夫
山形県監査委員	加	藤		香

## 第 1 監査実施状況

監査は、監査対象機関 15 箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
最上電気水道事務所	平成30年6月12日	伊藤委員	加藤委員
置賜電気水道事務所	平成30年6月12日	伊藤委員	加藤委員
酒田水道事務所	平成30年6月12日	鈴木委員	武田委員
農業総合研究センター水田農業試験場	平成30年6月14日	鈴木委員	武田委員
農業総合研究センター養豚試験場	平成30年6月14日	鈴木委員	武田委員
病虫害防除所庄内支所	平成30年6月14日	鈴木委員	武田委員
港湾事務所	平成30年6月14日	伊藤委員	加藤委員
こころの医療センター	平成30年6月14日	伊藤委員	加藤委員
鶴岡電気水道事務所	平成30年6月14日	伊藤委員	加藤委員
農林大学校	平成30年6月15日	伊藤委員	加藤委員
農業総合研究センター園芸試験場	平成30年6月15日	鈴木委員	武田委員
農業総合研究センター畜産試験場	平成30年6月15日	伊藤委員	加藤委員
村山電気水道事務所	平成30年6月15日	鈴木委員	武田委員
新庄病院	平成30年6月15日	伊藤委員	加藤委員
河北病院	平成30年6月15日	鈴木委員	武田委員

## 第 2 監査結果

## (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

## イ 最上電気水道事務所

(イ) 契約事務が適切でないものがある。

(内容)

競争入札に付すべきところ、3 者の見積合わせによる随意契約を行っているもの 1 件

鶴子発電所道路除雪業務委託（単価契約）

支出予定金額 1,019,520 円

契約年月日 平成 29 年 11 月 14 日

支出金額 855,036 円

ロ こころの医療センター

(イ) 執行管理体制が適切でないものがある。

(内容)

前年度会計の監査で指摘した事項について改善の効果が不十分なため、同様の不適切な事務処理がある。

支出事務が適切でないものがある。

勤勉手当について、期間率の算定を誤り、追給を要するもの 1件

平成 29 年 6 月支給分

既支給額 (100 分の 80) 191,466 円

正支給額 (100 分の 100) 239,332 円

要追給額 47,866 円

ハ 河北病院

(イ) 前年度会計の監査で指摘した事項について、改善の効果が不十分なため、同様の不適切な事務処理がある。

(内容)

執行管理体制が適切でないものがある。

a 扶養手当について、扶養親族届が提出されているにもかかわらず認定を怠ったことにより支給されず、期末手当とともに追給を要するもの 1件

扶養手当

平成 29 年 3 月支給分から平成 30 年 1 月支給分まで

要追給額 90,500 円

期末手当

平成 28 年 6 月支給分

既支給額 100,332 円

正支給額 102,672 円

要追給額 2,340 円

平成 29 年 6 月支給分

既支給額 203,904 円

正支給額 209,952 円

要追給額 6,048 円

平成 29 年 12 月支給分

既支給額 382,320 円

正支給額 393,660 円

要追給額 11,340 円 要追給額計 19,728 円

b 通勤手当について、給与システムの処理を誤り、返納を要するもの 1件

平成 29 年 12 月支給分から平成 30 年 2 月支給分まで

既支出額 12,600 円

正支出額 7,500 円

要返納額 5,100 円

c 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、追給を要するもの 1件

平成 29 年 12 月支給分

既支給額（100分の80） 198,990円

正支給額（100分の100） 248,373円

要追給額 49,747円

d 赴任旅費について、算定を誤り、返納を要するもの 4件 合計 133,552円

主な事例は以下のとおり

既支給額 177,052円

正支給額 102,420円

要返納額 74,632円

## (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

### イ 事務事業

(イ) 前年度会計の監査において指導した事項について、改善の効果が不十分なため、同様の不適切な事務処理がある。(新庄病院)

### ロ 収入

(イ) 普通財産の土地賃貸借契約において、支払遅延に係る違約金の調定額の算定を誤ったものがある。(港湾事務所)

(ロ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがある。(農業総合研究センター園芸試験場)

(ハ) 現金の金融機関への払込みが、正当な理由もなく3営業日を超えて遅延しているものがある。(農業総合研究センター畜産試験場)

### ハ 支出

(イ) 請求書を受領しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(農林大学校、農業総合研究センター畜産試験場)

(ロ) 旅費の支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数ある。(農業総合研究センター園芸試験場)

(ハ) 県主催の推進会議における講師謝金及び費用弁償の支払が開催日から3箇月を超えて遅延するなど適切でないものがある。(農業総合研究センター園芸試験場)

### ニ 契約

(イ) 特定調達契約に係る随意契約の相手方決定の公告を行っていないものがある。(河北病院)